

第百六十九回国会

参議院農林水産委員会會議録第八号

平成二十年四月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十四日

辞任

金子 恵美君

補欠選任

今野 東君

四月十五日

辞任

今野 東君

補欠選任

金子 恵美君

四月十六日

辞任

米長 晴信君

補欠選任

櫻井 充君

四月十七日

辞任

青木 愛君

補欠選任

森 ゆうこ君

櫻井 充君

山田 俊男君

北川イツセイ君

四月十八日

辞任

森 ゆうこ君

補欠選任

青木 愛君

北川イツセイ君

山田 俊男君

四月二十一日

辞任

舟山 康江君

補欠選任

尾立 源幸君

牧野たかお君

小池 正勝君

四月二十二日

辞任

尾立 源幸君

補欠選任

舟山 康江君

藤原 良信君

佐藤 公治君

小池 正勝君

牧野たかお君

四月二十三日

辞任

佐藤 公治君

補欠選任

藤原 良信君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

郡司 彰君

主濱 了君

平野 達男君

加治屋義人君

野村 哲郎君

青木 愛君

一川 保夫君

金子 恵美君

亀井亜紀子君

高橋 千秋君

藤原 良信君

舟山 康江君

米長 晴信君

市川 一朗君

岩永 浩美君

牧野たかお君

山田 俊男君

澤 雄二君

谷合 正明君

紙 智子君

若林 正俊君

岩永 浩美君

澤 雄二君

鈴木 朝雄君

政府参考人

大臣政務官

農林水産大臣政務官

常任委員会専門員

事務局側

政府参考人

鈴木 朝雄君

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

林野庁長官

環境省総合環境政策局長

高橋 博君

中條 康朗君

井出 道雄君

西尾 哲茂君

藤崎 清道君

本日

の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡司彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省医薬食品局食品安全部長藤崎清道君外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡司彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(郡司彰君) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。若林農林水産大臣。

○国務大臣(若林正俊君) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案について、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林は、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しておりますが、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、また、京都議定書の森林吸収目標を達成する上からも、間伐等の実施を促進することが喫緊の課題となっております。このため、京都議定書の第一約束期間の最終年度である平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとし、また、市町村は、この基本方針に即して、間伐等の実施の促進に関する計画を作成することができることとしております。

第二に、国は、間伐等の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対し、当該計画に基づく間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができることとしております。

第三に、市町村が作成した計画に基づき実施される間伐等に関し地方公共団体が負担する経費について、地方債をもってその財源とすることができ、ることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(郡司彰君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○一川保夫君 おはようございます。民主党の一

川保夫でございます。
この前もちょっと大臣に質問させていただきまして、今回大変大事な森林の問題でございますので、私の方からも幾つか質問をさせていただきます。

その前に、今朝ほどの新聞等を見て皆さん方も大変驚かれたと思いますけれども、福田内閣は食の安心、安全というものを最重点課題として取り組んでいる内閣だということにお聞きしておりますけれども、またまた米国からの輸入牛肉の中に特定危険部位が混入しているというような報道がございました。

こういうことは、我々も、こういうことがあるかもしれないというようなことも含めて、輸入の再開をする折にはもう我々民主党が中心となつて、大変これは慎重にやるべきだ、また輸入してはいけないというような意見も含めて、我々の当時、主張と問題提起をしたことがあるわけですが、今またこういうことが発生したということについては大変大きな責任が私はあると思うんです。

そういう面で、最も関係する大臣の一人であります農林水産大臣の今回のこの事態についての所見とこれからの取組について、その決意のほどをお聞かせ願いたいと、そのように思います。

○国務大臣(若林正俊君) 今委員御指摘の、今回米国産牛肉の輸入したものの脊椎の一部が含まれていた、そういう牛肉があったということでございます。このことは大変重要な問題であるというふうには認識をいたしております。これについては当該出荷施設からの出荷された貨物につきましては、在京の米国大使館に対し詳細な調査の実施を要請したところでございます。

この貨物自身は埼玉県それから輸入業者のある東京都港区の関係自治体が調査をいたしました。が、この牛肉、これ一箱であります、脊椎を含むものであります、それ以外の貨物、全体で七百箱でございます。六百九十九箱については特

段の問題がないと、問題は確認されなかったということが厚生労働省に報告があり、厚生労働省から聞いているところでございます。このため、米政府による詳細な調査結果の報告を受けるまで当面、当該施設からの貨物については輸入手続の保留を継続することとしたところでございます。

今回の事例につきましては大変遺憾であると考えており、米政府に対して対日輸出条件の遵守の徹底について改めて申し入れたところでございます。今後、米政府からの報告を待つて厚生労働省と連携して適切に対処していく所存でございます。

○一川保夫君 今大臣の答弁を聞いておりますと、なかなか国民の皆さん方も安心できないというところだと思つております。私は、やはり今の内閣が本場に国民の食の安全、安心ということに対して責任を持つて対応するというのであれば、この際しっかりと輸入をストップしてしっかりと米側とその辺りの真剣な交渉を是非やっていただきたいということを強く要望しておきたいと思つますし、また、当委員会でもそういう問題をもう一回集中的に審議するような場を是非設ける必要があるなという感じもいたします。

この輸入問題について、大臣の今所見は非常にちょっとあいまいなところがあるわけですが、もししっかりとやはりこの際輸入をストップしてこの問題をしっかりと取り組むという決意は農林水産大臣としてははっきりとおっしゃったらいかがですか。

○国務大臣(若林正俊君) 今回問題となりました事例は昨年の六月から実施されております米産牛肉に関する日本国内のチェックシステム、つまり今まで輸入業者の全箱確認をしておりましたのを廃止をして新しいチェックシステムをつくつたわけでございますが、そのチェックシステムの下で市場流通前に発見されたものでありまして、現在の安全確認のためのシステムは所期の想定どおりこれは機能しているというふうに考えているわけでありまして。

また、今回の事例は現時点で、日本向け輸出ではない、誤つて積載されたという個別事例と考えられますので、全面輸入停止措置を講じた平成十八年一月の事案のように米農務省により日本向け輸出条件に適合しているとの証明がなされた製品から発生したものと異なっていること、そして他の施設からは一昨年七月の輸入手続再開以降、これまでの類似の問題事例は発生していないことなどを踏まえまして、まずは当該施設からの輸入手続を保留するとともに、他の施設からの輸入牛肉については念のため輸入時の検査段階の抽

出率を上げるといふ措置を講ずることでは適切に対処できると考えているところでございます。

今後それ以上の措置が必要かどうかにつきましては、米政府から提出される調査結果の報告を踏まえ、これによって対処していくこととしていくところでございます。

○一川保夫君 本日はこの問題を本当はしっかりとやりたいところなんですけれども、先ほど大臣の説明された法律案についての審議が中心でございますからこの問題は今日はこの程度にておきますけれども、引き続きしっかりと我々もこの問題を追及させていただきたいと、そのように思つておるところでございます。

さて、森林の間伐等の促進に関する特別措置法という法案の説明がございました。私は、この森林という問題は、昨日、本会議で我が党の金子さんがいろいろと質問させていただきました。しかし、大臣の答弁を聞いても、非常に、非常に中身であったような気がいたします。そこで、私は、この問題について幾つか論点を絞つて大臣の基本的な姿勢をお聞きしたいと、そのように思つております。

そこで、まず、この法案を今この時期になぜ提出されたかということが私の基本的なちよつと疑問があるわけですが、森林の間伐を促進するというこの課題は以前から最重要課題という中

の、森林の施策の中ではそういう位置付けにあつたと思つております。森林・林業基本法という新たな基本法を策定したのも平成十三年だったんですね。その後、それに基づく基本計画も平成十三年とそれから平成十八年ですか、に基本計画も策定しているわけですね。そういう中でも、当然この森林の多面的機能をしっかりと持続的に維持していくという大きなことが大きな理念としてうたわれているわけでございますし、そういう中でも森林をしっかりと管理していくという中ではこの間伐を促進するということも重要な施策であつたはずなんです。

その後、その後といふますか、並行して話題になつております京都議定書にかかわる地球温暖化防止対策のもろもろのそういう、政府全体がそういうものに取り組んでいくという施策もいろいろと打ち上げられたというふうには思つておりますけれども、そういうことを考えますと、間伐促進のこういう法案、恐らく現場なり各地方自治体でいろいろな問題があるからこういうことが出てきたのかもしませんけれども、なぜもつと早くこういう法案を出してしっかりと積極的に取り組むという姿勢を取らなかつたのかということも含めて、今の時期になぜこういう法律を出されたかということをお聞きしたいと、そのように思つております。

○国務大臣(若林正俊君) 委員が御指摘のように、森林の整備を進める上において間伐というのはその基本的な施策、手段でございます。かねてより間伐を進めるということにつきましては鋭意これに取り組んできたところでございます。

そういう中にありまして、今回このような法案を提出しその間伐の促進を加速させていかなければならないというふうな判断をいたしましたのは、今委員も御指摘でございますけれども、京都議定書におきまして、森林がCO₂の吸収をしていく、その吸収の目的を達成するためには、この京都議定書期間中にどうしても森林吸収に責任がありますCO₂の排出削減を確実に達成するとい

うことであるためには、平成十九年度から二十四年度までの六年間にわたりまして毎年、従来三十五万ヘクタール程度で進めてきたものを、二十万ヘクタールまで追加してその間伐をすることが必要だということになってきたわけでございます。

このために、平成十九年度より財源を確保しまして森林吸収目的の達成に必要な追加の間伐の実施に向けて取り組むということにできたところでございまして、この法律案は、この平成十九年度の取組を進めていく中で、各都道府県から出されてまいりました種々の要請、要望にこたえながら間伐事業量の増加をしていくことに伴う課題、幾つかの課題があるわけですが、それを克服するためには、地方公共団体の負担の軽減を図るという意味で、起債措置でありますとか、あるいは法定交付金を措置する必要があるという結論に至ったために、今国会にこの法案を提出したというところでございます。

○一川保夫君 この法律を提出をされて、そしてしっかりと促進させていくということについて、タイミングは非常に遅れているという感じはいたしますけれども、それを積極的に進めるということについては、我々もそれなりの評価をしながら、また、協力するところは協力したいと思えますけれども。

私は今までの農林水産省、林野庁の中で中心的に農林省がやられてきたのかもしれないけれども、対応の中で非常に分かりづらい面が幾つかあるわけですが、平成十四年度だと思えますが、地球温暖化防止森林吸収源十か年対策というものを農林水産省で策定されておられるわけですね。こういうものを平成十四年の段階で出されていると。そして、平成十七年にもう一部改正しているというふうにお聞きしておりますけれども、この十か年対策というのはそういう問題意識を持って取り組んでいくという姿勢が当時から当然あったわけですが、それから相当もう年月も経過しておられるわけですが、この対策をこれまで推進してこられて、どういう評価をしておられるのか。

か。この今まで取り組んできた施策をどこか見直しを掛けて取り組んでいかれるのか。

そういう対策をいろいろと実行してこられた中で、この森林が受け持つ地球温暖化防止対策に対してのそういう施策というもののについて、従来の取組を積極的に進めるという気持ちは分かるわけですが、けれども、何か基本的に政策の転換なり見直しなり、そういうことを考えておられるのかどうか、その辺りを説明していただきたいと思えますけれども。

○国務大臣(若林正俊君) 委員がただいま御指摘になりましたように、平成十四年に地球温暖化防止森林吸収源十か年対策というものを策定をいたしました。この十か年対策に基づきまして、健全な森林の整備、また木材利用の推進、国民参加の森林づくりなどの取組を総合的に推進をしてきているわけでございます。

しかしながら、京都議定書の第一約束期間の開始を目の前にしまして、二年後に控えた平成十八年度でございます。平成十八年度に、それまでの対策を進めた場合に確保される森林の吸収量というものを試算をいたしました。一本木当にどこまで吸収できるかということの試算を行った結果、目標の千三百萬炭素トン分を達成するためには、どうしても百万炭素トン分が不足するという試算結果が出てきたわけでございます。そこで、この不足分を確保するというののために、平成十九年度から六年間にわたり毎年二十万ヘクタールの間伐等の追加的な森林整備に取り組むこととしたわけでございます。そのような認識の下に、先般閣議決定されました新たな京都議定書目標達成計画におきましてもこのことが盛り込まれたわけでございます。

それを受けましてこの度の法案の提出に及んだわけでございますが、この法案に基づく措置や、さらに、美しい森林づくり推進の国民運動というものを展開をいたしまして、その推進などによりまして間伐等の森林整備を着実に進め、森林吸収量の目標達成に努めるという決意を持つに至ったわけでございます。

わけでございます。

○一川保夫君 これからのこういった森林の整備を積極的に進めていく、そしてまた適切な森林の経営を促すという観点からすれば、まだまだ私は積極的に予算措置を講じながらこういうものに取組んでいく必要があると思えますが、ただ、実際の現場では、そういったものを、従来のいろいろな仕事量を大幅にこなせる体制がしっかりと整っているかどうかといったところを見たときには、まだまだそこまで行っていないようなそういう心配が多少ありますけれども、まず当面は、こういう施策をしっかりと実行するための予算措置をしつかりと講じていくということも当面の重要な課題です。

そこで、さきの十か年対策の中にもちよつとたわれているわけですが、森林温暖化対策の推進は政府一体となつて取り組むべき課題であると。安定的な財源の確保に向け、環境税等の新たな税財源措置を含めた様々な角度からの早急な検討が必要と考えられるというようなこともうたわれているわけですが。

これは農林水産省だけで対応する問題でもないと思えますけれども、この問題について一番所管しているのは環境省かもしれませんけれども、こういう政府を挙げて一体となつてこういう新たな税財源措置に取り組むということを書いてあるわけですが、けれども、この今検討状況はどのようなふうになっていきますか。

○政府参考人(西尾哲彦君) 環境省でございますが、地球温暖化対策のための税制の点についてお答えを申し上げますが、地球温暖化対策につきましまして、温暖化をもたす温室効果ガス、特にCO₂、二酸化炭素については、それに着目いたしまして広くその排出に対して課税する環境税の創設が必要ではないかということが一点。

それから、そのほかにもいろいろ、バイオ燃料でございますとか、省エネ住宅でありますとか、低排出ガス自動車の促進のため、いろいろな税制

のグリーン化、そういういろいろな面で税制におきましても地球温暖化対策を進めていく必要があると思っております。

特に、環境税の問題でございますが、環境省ではこれまで四年間にわたりまして、広く化石燃料に課税し、幅広い主体に対して排出抑制のインセンティブを与える環境税の創設を要望してきています。一方で、その税収につきましましては、地球温暖化対策に非常に重要でございます森林吸収源対策など、地球温暖化対策に重点的に、一般財源というところでございましてそこに重点的に充てられるような、そういう姿の環境税ということを提案してきているところなのでございます。しかしながら、残念ながらまだその実現には至っておりません。

いずれにしても、環境税につきましては、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取扱いの現状などを含めまして、総合的な検討を進めてまいるという課題でございまして、引き続き、その意義を訴え、全力を挙げて実現を目指して努力をしていきたい、というところでございます。

○一川保夫君 今説明があった話を聞いておりますと、まだまだ明確なそういう措置が講じられるまではつきりしないような感じがございしますが、農林水産大臣はこういう新たな一種の目的税的なものを設置するというのについてどういうふうにお考えを持っておりますか。

○国務大臣(若林正俊君) 私は、農林水産大臣を務めます前に環境大臣をいたしておりました。今総合政策局長が答弁をいたしましたけれども、私、環境大臣時代に、やはりどうしても炭素課税といいますが、炭素に対する負担を高めるということによりまして、税収もさることながら、国民意識が変化していく、そういう低炭素社会をつくっていくために、国民全体がその生活の中で、あるいは事業者がその事業の中で化石燃料に対する消費を落としていくという、そういう全体政策がない

となかなか達成できない、そういう意味で、一つの方法として環境税という形の炭素課税を導入をすべきではないかという考え方を持っております。そのような政府内部におきまして税制改正要望もしてきたわけでございます。しかし、残念ながら、政府内部においてこのことが調整できないまま将来の検討課題という整理を受けまして、今日に及んだわけでございます。

農林水産大臣になりましたからも、この税制改正につきましては、環境大臣と協議をしながら、重ねて強この環境税の実現を政府内部では主張をしてきたという経緯がございます。力不足でございます、その実現を見るに至らないで今日を迎えているというのが現実でございます。

○一川保夫君 今の時期は、道路特定財源の問題とか、この税制問題も含めた制度がいろんな面で関心の強い時代でございますが、そういう面では、こういった環境税的な新たな税制も含めて、我々もしっかりとしました考え方を整理して提言をしていきたいと思ひますけれども、農林水産省としても、こういう問題にもしっかりと政府の中を取りまとめていくという努力をしていただきたいなという感じを私は持っております。

そこで、農林省とか政府段階ではまだはつきりとした方向は定まっておりますけれども、都道府県レベルでは、こういう適切に森林を整備していきたいという思いの中で、都道府県レベルで自主的な財源を確保したいということで、森林環境税的なものをそれぞれの県が幾つかも創設をされてその仕事に取り組んでいるわけですが、けれども、その実情、現状はどうなっておりますか、ちょっと説明していただきたいんですけれども。

○国務大臣(若林正俊君) 各都道府県におきまして森林整備などを目的といたします税につきましては、平成十五年度に高知県が森林環境税を導入したのを始めといたしまして、現在は石川県もそして長野県もこれを導入することとし、二十九県において導入をされております。さらに、あと一

県、この導入をすることを方針は決めて、その予定を進めているというのが実情でございます。これまでに導入した県におきましては、その税収によりまして、全国的な課題である間伐の促進のみならず、県民参加の森林づくりの活動の支援とか県産材の利用の促進といったようなことも含めまして、それぞれの地域ごとの問題意識を反映した事業を展開をしているというふうに承知いたしております。

こうした森林環境税の使い道でありますとか、その対象となる森林の選択は各都道府県の判断によるものではありませんが、その取組によりまして、森林吸収源対策を含む森林の整備保全が推進されるだけではなくて、森林が持つっております公益的機能に対する県民の意識の向上、理解を深めるといふことや、森林整備を社会全体で支えていくということや、そういう意識の醸成にもつながっていくものと考えておられて、農林水産省としましては、各都道府県が地域の実情に応じて行う独自課税による取組については、引き続き適切に各県に情報を提供するなど、森林の適切な整備保全の推進に資するように努めてまいりたいと考えております。

○一川保夫君 今そういった問題意識を持った各都道府県は、今ほどの説明のように、国の施策に先行しているんなことに取り組んでいるわけですが、そういう各自自治体が積極的に取り組んでいることに対して、また政府としてのしつかりとしたフォローが大事ではないかなというふうに思ひますので、その辺りもよろしくお願いしたいと思ひます。

そういう中で、私がちょっと気になったことは、森林の整備、いろんな整備が遅れているところに、新たな税源を得て、財源を得て、そこへ集中的に投資していくというような姿勢が当然あるわけですが、今までも何となく森林の管理を怠けてきたといひますか、積極的でなかった、そういうところに、新たに公的な資金をそこへ投入するといふようなことを余りやり過ぎてしまつと

一種のモラルハザードを起こしてしまつわけですが、けれども、これまで熱心に森林の管理をして、きれいなそういう森林を造ってきた方々がその公的な支援を受けられないといふようなことがあつてはまたいけないわけでございます。そのところをしっかりとやはり張り付けたいというふうな形で指導していただきたいなというふうに、これはお願いをしておきます。

そこで私は、こういった森林の整備をするに当たっては、森林の所有者がしっかりと意欲を持つて取り組んでいくということが最も肝要なわけですが、現実問題、森林の所有者はそういう意欲を持つて自分の森林をちゃんと管理していくと、整備していくといふことは、なかなかそこまでは実現は行つておりません。

そういったときに、私の考えは、やはり小規模な森林所有者であればなおさらそうなんですけれども、その地域全体をしつかりと束ねて指導をしながら引つ張っていくという森林組合の役割といふのは非常に私は大切なことというふうに思ひます。

そこで、森林組合といふこの組織に、私は自分の地域のことを考えれば非常にそこに期待するしかなないわけですが、国全体として、政府として、この森林組合という組織に今後森林のいろんな整備についてどういう役割を期待しているのかといふところをちゃんと確認しておきたいといふのと、また、こういった森林組合に対して公的な支援策といふものをもっと積極的に充実していきたいという姿勢を持ってもらえるのかどうか、その辺りも含めて大臣の考え方を聞きたい、そのように思ひます。

○国務大臣(若林正俊君) もう今更私が申し上げるまでもありませんけれども、森林組合というのは森林所有者の協同組織でございます。森林の施策などの事業を実施をいたしているわけでございます。民有林面積の七割の森林所有者がここに加入をしているというのが全国的な状況でございます。

そして、この森林組合の機能を高めるといふことのために合併を推進をいたしてまいりまして、現時点では、十八年度末では七百六十四の森林組合といふことになっているところでございます。森林組合の組合員の森林所有は、もう委員も十分現場で森林組合の育成、指導に当たつておられるといふふうに承知いたしておりますけれども、その所有が小規模分散の所有構造になっておりました。私有林の森林所有者の約九割以上の方が保有面積二十ヘクタール以下の小規模な所有組合員、所有者によつて占められております。

そこで、全国的に見ますと、新しく植栽をしたり除伐等の保育をするに關して言えば、その七割は実は森林組合が実行いたしております。主伐、間伐を含めた素材生産につきましては全体の二割弱といふことになっております。

今後、新植や保育が減少し、間伐が増加していくといふふうに見込まれる中でありますから、間伐等の素材生産事業を一層推進をしていく必要があるわけでございまして、これらを効率的に実施していくためには、森林所有者の積極的な働きかけによりまして森林事業の集約化を推進するといふことが大事でありまして、そのことについて言えば、森林組合がしっかりといたしていくことが効率的な事業を進める上ではもう不可欠である。その意味で、森林組合の事業活動に対しては更に一層強力に指導をし、また支援もしていかなければいけないと、こんな認識でいるわけでございます。

このような森林所有者の協同組織である森林組合に対しまして、所有者に積極的に働きかけて事業を集約化していくとか低コストで安定的な間伐を実施するといふことにつきましては、森林組合が中心になつてこの事業を展開し、そしてその利益を組合員に還元するといふことが期待されるわけでございます。農林水産省としては、森林整備の内容、経費などを森林所有者に対して明示した提案を行うことができる、そういう人材の育成、そして高性能林業機械導入や低コストな作

業道の路網の整備などによる施業能力の向上、そして緑の雇用担い手対策事業を積極的に受け入れて、新規就労者の確保育成、そういうことに取り組んでいく、重点的にそのことに支援をしていきたい、このように考えているところでありまして、今後ともこのような施策を通じて森林組合の育成に努めてまいる所存でございます。

○一川保夫君 非常に長い答弁で、積極的に対応していただけるというふうに期待しております。

そこで、私は、この森林の管理とは、皆さん方は皆同じだと思いますが、森林の管理は森林に従事しておる人だけが管理しておるわけじゃないんで、要するに、山村地域、中山間地域ということも大変大きな課題ですが、その本山の山村地域に、そこに住まいをし、そこで生活をしている皆さん方があってこそその森林の管理であるわけです。ですから、私は、そこでの最も主要な産業である農業、そういったものがしっかりと軌道に乗ってないと私は森林の管理もうまいかないというふうに思っております。

恐らく、皆さん方の山手の方に住んでいる方あるいは山手に入りされた方の印象として、今特に山間地域の過疎化現象、高齢化現象というのは大変な現象であるわけであって、もうその地域は全く今疲弊し切っていると、そしてもうほとんど新たなものにチャレンジする意欲すらなくなってきたというふうな感じを受けます。

それは私たち、私、父がいるので、北陸地域はもちろんそうだけれども、先般、今話題になっている山口二区選挙区へ入って山間地域を回りましたけれども、ここのメンバーの方々もそんなんですが、いや、本当に我々北陸以上に、ああいった地域も山の管理がほとんどなされてないような感じですし、そういった山間部に展開されている農地ももう相当耕作放棄地が目立ってきているという感じがします。これは大変な深刻な状況にあるなというのを本当に強く印象に残っているわけですが。

私は、やはり森林の再生、林業の再生というこ

とは、この地域の再生がなくて絶対にはできない、それはまさしく農業の再生にも懸かっていると思うんですね。そういうことを考えてみた場合に、農林水産省ですから、農業も林業も水産も一体的にフルにしっかりと施策を集中して、そういった山間地域をてこ入れしていくということと併せて持っていないと、なかなか林業・森林の施策だけではこの問題が解決しないというふうに思います。

そういった面で、私は、この中山間地対策のいろんな取組もいろいろとやっておられますけれども、もっと施策をしつかりと集中して、この地域の方々に本当に意欲を持って、その地域に住んで農業なり森林の管理に取り組んでいただけるようなそういう状態に持ち込むということが非常に大事であるというふうに思いますけれども、こういった山間地域、中山間地域の農業政策というのも含めて、大臣はこれまでのやり方をしっかりととって転換をして積極的にやるという、そういうお気持ちはいかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) もう今委員がおっしゃられたその御意見、そのお気持ち、私も全く同感でございます。今、農林漁業、農山漁村挙げてこの地域の再生、活性化のために総合的な新たな政策を展開して地域づくり、人材の育成でありますとか、その地域の社会的な基盤の整備でありますとか、あるいは伝統文化の継承、これを発展させるための地域活動でありますとか、そういうようなことを総合的に展開できるように地域づくりの地域農山漁村再生戦略というものを昨年、農林水産省としても検討をし、その方向を出しまして、あと総務省の方とも相談をし、農林漁業以外の部分も含めまして、総合的な地域再生に取り組むことにしたことでございまして、今年からそれらを積極的に展開していかねばならないという思いでございます。

なお、私は山村等の方の、山村振興委員会の委員長をずっとしております、そして山村振興法の延長、そして改正も取り組み、野党の皆さん方

にも御協力いただいて、議員立法をお願いしてこれを成立させたわけでございまして、もう中身申しませんけど、やっぱり魂入れて山村地域は特にその振興を図っていかなくちゃいけないと、こういう認識でいるところでございます。

○一川保夫君 大臣のお話を聞いていると何か相当積極的に取り組んでいかれるというような印象を受けますけれども、しかし現実の今農林水産省が実施しておられる施策を見ますと、どうも規模の小さいところに対しては非常に冷たい施策もありまして、条件の不利な地域の方々にはなかなか意欲が出てこないという感じを私は持っております。

大臣の所信の中にも、ちよつと書かれています中でもうたわれておりますけれども、従来実施してこられた施策の中にプラスして、高齢者や小規模な農家も安心して農業に取り組むような施策をやりたいという趣旨のことも、まあ最近の大臣所信の中でこういったものはちよつと追加されたような感じがするわけですが、これは、我々かねてから所得補償の問題も含めて、規模の大小に関係なく、そういう農家に対してもしっかりと支えていくという施策が必要だということを確認させていただいておりますし、これは森林の問題についても、農業と非常に共通した課題がたくさんあるわけですから、国産材の自給率が今二〇％ぐらいですか、私はこれは異常に低いと思いますけれども、こういったものをこれから自給率を上げていくと。

それは、戦後植林されたような木が、人間も団塊の世代と言われておりますけれども、森林も団塊の世代に入っているというふうな聞いておりますが、やはりそういうものをしっかりと国産材を活用していくという、そういう施策も並行してもうそろそろしっかりと立てていないと、せっかく適正な抜期が来てもそれを有効に活用できないというふうな事態も想定されますので、そういう問題意識を持っていますと取り組んでいただきた

私たち民主党も、そういう国産材の自給率のアップという問題も、それからまたこういう森林の管理を通じて山間地域の雇用を大幅に拡大したいという考え方も持っておりますし、そしてまた、日本のこの木の文化というものをしっかりと見直しを掛けて本場の循環型社会というものを構築していきたいということで、我々もまた勉強をして、また政府に対していろいろと提言をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

○金子恵美君 民主党・新緑風会・国民新・日本の金子恵美でございます。

まず、大臣には昨日の国会議におきまして私の質問に対して御答弁をいただきました。ありがとうございます。昨日質問できなかった部分あるいはお答えいただけなかった部分を含めまして、この法案について引き続き質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年、先ほど来でございますけれども、京都議定書の第一約束期間に入り、そして、まずは京都議定書の締結時の議長国としても、やはりこの目標を達成すること、最重要課題というふうに見えると思います。この目標達成のために、やはり森林吸収の三・八％という目標達成が不可欠でございます。今年三月二十八日、改定京都議定書目標達成計画も閣議決定されましたが、この計画における森林吸収源対策の推進の位置付けについてお答えいただきたいと思います。お願いいたします。

○国務大臣(若林正俊君) 本年三月二十八日に改定されました京都議定書目標達成計画におきましては、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの排出削減対策と並びまして吸収源対策が重要な対策として位置付けられ、全体の削減の中で三・八％分をここで担うというふうに確認をされたところでございます。

そこで、この計画におきましては、森林吸収目標の達成に向けて、二〇〇七年度から六年間

にわたりまして毎年二十万ヘクタールの追加的な間伐等の森林整備を実施する必要があるということ、そしてそのためには、森林の間伐等の実施の促進に関する今回の特別措置法の制定でございますとか、あるいは新しい森林づくりの推進国民運動というものを全国的な展開をさせていただきまして、これらの施策を総合的に推進をしていくというふうな位置付けているところでございます。

農林水産省としては、京都議定書目標達成計画に基づきまして間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進をしまして、森林吸収量の目標の達成は何としてもこれを達成しなければならぬ、こう思っております。

○金子恵美君 ありがとうございます。

お答えいただきましたように、その計画の中で位置付けというのは、もちろん今回出されました法案、間伐の実施を促進していくこと、そしてまた、今ほどありましたけれども、幅広い国民の理解と協力の下で、今新しいとおっしゃいました、美しい森林づくり推進国民運動を展開するということでございます。

そこで、この美しい森林づくり推進国民運動について伺いさせていただきます。今年度は、林野庁の予算として十四億三千三百万円が計上されています。具体的に国民運動としてどのようにこの美しい森林づくり推進国民運動の事業を実施していくのか、お伺いいたします。

○政府参考人(井出雄雄君) 委員お尋ねのように、森林整備を推進しまして森林吸収目標を着実に達成していくためには幅広い国民の理解と協力が必要でございます。そのために間伐の遅れの解消や多様な森林づくりを推進していくということで、昨年から美しい森林づくり推進国民運動を展開してきております。

平成二十年度予算におきましては、この運動の推進のために、一つは国民全般、企業、NPOを対象といたしました普及啓発や森林づくりへの参

加を促進するための環境整備でありますとか、経営感覚に優れた森林所有者の養成や地域住民との共同による森林の管理保全でありますとか、木づかいキャンペーンなどを通じた地域材利用の推進等の取組を行っていくこととしておりますほか、森林組合等によります不在村森林所有者への森林施業の働きかけについても引き続き実施することといたしております。

○金子恵美君 広報活動、キャラバンやシンポジウムなど、そして最後におっしゃっていただいた不在村森林所有者への呼びかけということになっております。

今までの不在村森林所有者への呼びかけについて、その実績についてはどのようにお考えでしょうか、いかがですか。

○政府参考人(井出雄雄君) 二〇〇五年の農林業センサスによりますと、森林の所在する市町村の区域外に居住されている所有者の森林というのは私有林面積の約四分の一であります。このうち、県外に居住する者の所有森林は私有林の約一割、百三十二万ヘクタールと言われております。

こういった不在村所有者に対して森林施業の働きかけを積極的に行っていくために、この美しい森林づくり推進国民運動の中で、国や都道府県等が不在村の所有者を含む森林所有者に対して啓発活動を行ってきております。さらに、森林組合が不在村所有者に対してダイレクトメールを送付いたしまして、現在、三大都市圏や都道府県庁所在地におきまして、不在村所有者に直接お会いをして間伐等の施業を働きかけます、ふるさと森林会議を開催するということになっておりまして、これを支援いたしておりますし、また、森林組合等の林業事業体が不在村所有者に対して施業の働きかけを説得力を持って行うことができると、具体的な間伐の内容や収支見込みなどを明らかにして行います提案型施業の能力の構築を重点的に進めているところでございます。

今後とも、こういった対策を通じて、この不在村所有者の所有林の整備についても円滑に実

施できるように努めていきたいと考えております。

○金子恵美君 この不在村森林所有者への呼びかけ、所有者に対してパンフレット、ダイレクトメールの発送等があると、そしてまた、ふるさと森林会議の開催というのがあると思います。

この呼びかけというのは、国民各層への浸透というほかの運動とは性格が違って、直接その不在村森林所有者に理解を求めるものだということ

で、その中であるさと森林会議、相談や間伐などの作業の提案を行うというもので、ふるさと森林会議は遠方の森林所有者の代わりに森林の管理や間伐を森林組合などに作業してもらうことの同意を得るなどの大変重要な目的を持つ場ともなるといふふうに理解しております。これこそ本法案の趣旨そのものである間伐等の実施の促進にかかわることでありまして、決しておろそかにはできない取組だということに思っております。

そこで、このふるさと森林会議の開催状況と実績、そしてまた不在村の森林所有者へのこの森林会議の案内、発送数を含めてお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(井出雄雄君) ふるさと森林会議につきましては、従来は東京、名古屋、大阪の三大都市圏で開催してきましたが、平成十九年度からは各都道府県の県庁所在地等におきましても開催できるように措置をいたしました。この結果、平成十九年度におきましては各森林組合から約四千九百人の不在村森林所有者に対してダイレクトメールを送付いたしました。このうち六百八十三人の方が出席をされ、これらの方に森林施業の働きかけを行った結果、その約六割に当たります三百八十四人、面積にして三千八百ヘクタールの施業の委託が行われております。

この平成十九年度は合わせまして全国で十九都市で開催したわけですが、二十年度につきましては更にこの開催される都道府県を一層拡大していきたいと、こういうふうにご考えております。

○金子恵美君 平成十九年度は約四千八百という

ことでございますけれども、実際にその来場者の数というのは六百八十三というふうになっております。そのうちいろいろと同意を得たり、そしてそれが結局、森林の整備につながるというようなことが目的でございますので、実際にその成約者数というのが問題になっております。その件について伺いたいということ、それから十九年度の実績だけではなく、この前の経過というのはどうでしょうか。

○政府参考人(井出雄雄君) 十七年度からやっているわけなんです、十七年度、十八年度は先ほど申しました三大都市圏だけでやったわけですが、その時点で案内そのものが送付されていたのは十七年度が二百七十五、十八年度が二百七十三でございます。成約者も十七年度は百七十五人、十八年度は百九十六人でございます。この委託されました面積もそれぞれ約、十七、十八年度とも二千二百ヘクタール程度でございました。ですから、十九年度に開催地域を十九か所に広げた結果、この成約者数あるいは整備委託に出されることになった数量も飛躍的に伸びたということが事実でございます。

○金子恵美君 来場者数については平成十七年度は実際に御案内を出した方々に対して一六六、そして平成十八年、十九年度はそれぞれ一四四になると思っています。そしてまた、成約者数については平成十七年から十九年、大体八割というふうなことになります。

つまり、幾らふるさと森林会議の開催の御案内をしてもなかなかその成約者数の比率というのは変わらな、その比率が低いと私としてはやはり判断するしかないというふうな思っております。またこの方法ではある程度その実効性について限界があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(井出雄雄君) 私どもは不在村で日ごろ顔を見ない方にダイレクトメールを送るという形で接触を試みた中で、十九年度でいえば四千九百人中六百八十三人の方が来ていただいた

というのは私も決して低い比率ではないと思います、この手のやり方としては。しかも、来ていただいた方の六割が施業委託を応じてくれたということについても決して低い比率ではないと思います。ですから、こういう方法というのはやはり一定の効果があるというふうに考えておりまして、今後とも、現在十九しかできていないんですが、その他の都道府県でも、森林組合なり都道府県にしつかり取り組んでいただいてこれを拡大していくというのは一つの方法であろうと思います。

ただ、不在村の森林所有者に対してアプローチするのこの方法でただ一つだけでいくというのは、それもまた難しい問題はあると思うっております、ただ、現場にいらつしやらない方々に実際に森林組合がどうやってお願いをするか、そのお願いをするに当たつてのコストとか、そういうことも考えなければいけませんので、そういう点については、実際に施業された、あるいはこの委託を受けた森林組合等の意見もよく聞いて今後考えていきたいと思います。

○金子恵美君 おっしゃったとおり、その方法の中で別な方法、いろいろな方法があると思いますので、是非御検討といいますが、早急に御検討いただきまして、そしてそれを実行していただきたいという思いです。

市町村への対応ということで、また更に質問させていただきますんですが、この法案施行後、この法律に基づく交付金、そしてまた地方債の起債を活用する市町村との連携を図ることができるということではあると思います。そして、その中で不在村の森林所有者に対する取組を行うことができるようになると思われませんが、ここで新しい取組をどうしていくかと今おっしゃったばかりでございますので、あえて申し上げますが、この市町村との連携をしつかりと図っていくこと、これを実施していくことによって、例えば今申し上げてまいりましたふるさと森林会議も、今まで以上に来場者数や成約者数、これもある程度アップする

ことが期待されるのではないかとこのふうにも思います。

本法案によって間伐等の森林の整備についての市町村の存在、参加は大変大きくなっていると思います。しかし、一方で、幾ら温室効果ガス削減目標達成のためだと声高に言ったとしても、やはり市町村の人的な負担あるいは財政の負担はより重くなることとがやはり危惧されるのでございいます。この負担についてはもっと地方の立場に立った措置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(井出雄雄君) 今回の市町村に対する交付金措置でございますけれども、現実問題としては、間伐等は面積のものは、国から県を通じた補助金の流れに乗って、実際には森林組合等の事業体がその任務に当たられるという、補助事業を通じてやってもらえるものが大宗を占めておりますが、市町村段階では、それぞれの地域の山林の状況に応じまして小回りの利く形で市町村の単独事業という形で森林整備に向かわれているところが全国でも四百市町村ぐらいあるわけでございます。

私も、こういった市町村単独で小回りの利く形で頑張つていらつしやる市町村に對しましてこういった交付金を交付することによってその活動を支援するというのを考えているわけでございます、この交付金によって、まさに苦しい財政事情の中で、でも地元の山のためにはやらないで、きやいかぬという思いでやってくださっている市町村に對してエールを送っているというつもりでございます。

ですから、この交付金というのが形でしつかり使われることが有り難いと思っておりますし、これから、不在村森林所有者の關係につきましても、この交付金で不在村森林所有者に對する間伐等の施業の働きかけを行う活動にも一部活用できることにいたしておりますから、市町村が実際に施業を行う森林組合と協力をしまして、この交付金を使いながら不在村森林所有者対策を更に一生懸命やつていただくということになればと考えているところでございます。

○金子恵美君 まずは地方の負担をこれ以上大きくしないでいただきたいということをお願いし、そしてまた国民運動のお話でも、組織形態としては大変網羅されているように見えるんですけど、是非、形だけにならないように、また、本当に国民の皆さんが理解し、何とかしなければならぬという、そういう意識を高めていただけるような形で是非進めていただきたいというふうに思います。

次に、林業就業者の確保と育成について御質問させていただきますが、まず、林業就業者数ですけれども、森林整備を推進するには林業労働者の育成、担い手となる事業体の整備というのが必要となっているわけですね。平成十七年度では、残念ながら五万人まで減少してしまっているのが現状。そしてまた、その高齢化率も十七年度で二七・六％という状況になってしまっています。

このような現状の中で、間伐を含め森林の整備を進めるために、林業就業者数についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。つまり、現在の五万人、この林業就業者数五万人という数は十分であるというふうにお考えでしょうか。あるいは今後これを、人口を増やしていくということであれば、その目標値というものがお考えであればお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(井出雄雄君) 平成十八年九月に閣議決定されました新たな森林・林業基本計画を作りました際に、多様で健全な森林の整備保全を図るために必要な林業就業者数はどの程度かということと試算をいたしました。今後の生産性の向上等の一定の前提条件の下では、この平成二十七年に五万人程度というふうな試算をいたしております。

これは、現在実施しております緑の雇用等によりまして新規就業者を確保していくこと、さらに、林業労働者の場合には一人当たり年間百七十

日ぐらしか今就労しておりませんので、これを雨天その他を除けば年間最大二百三十日程度までは働けるはずということで、この就労日数を引き上げるとか、あるいは現在進めております低コストの作業システムを整備いたしまして、こういう効率的な施業をすることによって、人数は少なくてもしつかりとした施業ができるというようなことを組み合わせた形でやっていけば、五万人程度でしつかりやれるというふうな試算をいたしております。

○金子恵美君 緑の雇用についても先ほどありましたが、その中でいかに林業就業者を増やしていくかという課題に取り組んでいらつしやることは分かります。ですけれども、離職者というのが毎年四千人から五千人というふうになっている中で、新規就業者のためのこの緑の雇用制度自体が余り有効に活用されていないのではないかと懸念されることもあります。

そして、今施業の効率化というふうなことで五万人で大丈夫なんだというふうなお話もありませんけれども、例えば、機械化施業が進んでいるから林業就業者の数が少なくていいということであれば、実際に機械化施業を進めるためには一般林道や作業道の整備等が必要になっているわけなんです。ですけれども、今現状としてはやはりそれがまだまだ進んでいない状況でもあるということもございいます。

まず、どこから進めてきちんとその環境を整備していくのか、そういうことを一体的に考えて進めていかなければ、もうこの森林そして林業を守ることができないのではないかと思います。

最後になりますが、御所見をいただきます。○政府参考人(井出雄雄君) 緑の雇用につきましては、緑の雇用を実施する以前と比べますと、緑の雇用を実施する以前は年平均新規就業者が千八百六十一人とされておりましたが、この緑の雇用を開始した平成十五年以降十八年までの四年間の平均を見ますと、新規就業者三千二百八十四人

ということ、これは明らかに新規就業者は増えてきております。その緑の雇用については一定の効果があったというふうに思っております。

それから、当然能率の良い施業システムをつくるためには、低コストで導入されます作業路網をしっかりと整備をして、機械が林地の中まで入れなければいけません。現在そういうことを実施しておりますが、毎年そういった森林組合をリーダーとして、その子供、孫という形でそういう成果を伝承するための研修もやっておりますし、できるだけ、先ほども申しましたが、作業路網を付けるにしても、メーター当たり二千円とかそういう低コストで、しかも一回限りじゃなくて、次回間伐でもちゃんと使える路網を整備するというようなことについて、私どもも指導、支援をいたしております。民間の技術者の中にそういった技能を持っていらっしゃる方が、今全国を飛び回って御指導をいただいているところでございます。

○金子恵美君 終わります。

○牧野たかお君 先ほど来、民主党の皆さんの質問、御意見を聞いていますと、余り私たちが違わないやと、何ではかの委員会では対立しているのかなという感じがしましたが。

私は、この法案中心にちょっと質問をしていきますけれども、まず、CO₂削減の目標を定められて、六年間で三百三十万ヘクタールの間伐を実施するという話でございまして、十九年度、補正も入れて七百六十五億円を使って、確保して整備を進めてきたわけですが、まず十九年度の目標の数値は達成されたんでしょうか。

○政府参考人(井出雄雄君) 平成十九年度についての実績というお尋ねでございますが、間伐の場合は、木の成長が止まります秋以降に本格実施をされますので、実態的には昨年の秋から年度末で

ある三月までに集中的に実施をされてきております。そのため、残念ながら十九年度全体の実績は現時点ではまとまっておりませんけれども、これだけ予算を付けて、十八年度は三十四万五千ヘクタールであったわけでありまして、それと比較すればもちろん相当程度の増加が見込まれると考えております。実績の数値そのものについてはまだ集計ができておりません。

○牧野たかお君 これからあと五年で京都議定書の目標を達成しなきゃいけないわけですから、毎年毎年、実際に本当に五十五万ヘクタール間伐できなければ目標が達成できないわけですので、やっぱりその年度年度でちゃんと達成したかどうかチェックをしながら、もしその年が駄目なら翌年にどうやって増やしていくかということを考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。それをこれから頑張っていただきたいと思っております。

あと五年で達成をしないと、予算的には一体幾ら掛かるんでしょうか。

○政府参考人(井出雄雄君) 年に二十万ヘクタールの追加間伐をしようとしたとしますと、現在の標準的な事業単価を用いますと、さらに先ほども言いましたように路網の整備などもしなければなりませんので、国費に国以外の者による負担を加えないわけの事業費ベースでは、この二十万ヘクタールで一千億円程度のコストが掛かるというふうに試算をいたしております。ですから、五年間でいけば、単純に計算すれば五千億円程度の事業費が要るわけでございます。ただ、国費が幾らかについては、この事業の種類によりまして、あるいは対象森林によりまして国の負担割合が異なりますが、御承知のように、十八年度補正予算と十九年度当初予算では七百六十五億円、十九年度補正予算と二十年度当初予算を合わせて五百四十六億円を措置してきたところでございますから、お

おむねこの程度のお金は単年度で掛かるだろうというふうに見込んでおります。

○牧野たかお君 それじゃ、法案の方の質問に入っていきますけれども。

私、この法案、審議が延びたものですから、資料を何回も何回も林野庁の方からいただいて説明を受けましたけれども、内容がよく分からないというか、難しいというか、法案と実際に運用の部分とかなりちよつと違うんじゃないかなという疑問を持ったものですから、私、自分の県だつたり森林組合だつたりいろいろ、もう林野庁から説明が行っていますので、実際に聞いてみました。かなり正直言つて各地方自治体、県や市町村や森林組合は戸惑っているというのが私の率直な感想です。

それは何でかという、地方自治体の負担を軽減するといつて書いてありますけれども、これは交付金の事業ですので、要は市町村からすると、今までの要するに補助事業だと、国が五割として県が二割、その森林所有者、市町村によって単独事業で助成をしているところがありますんで、そういうのからすると、交付金が五割来たとしても、県は実はこの都道府県でいうと、こういう交付金事業に上乗せ助成は普通やらないそうなんです。そうすると、市町村は、お金来るけれども五割、要は県の分来ませんから、市町村は負担が実はこれは重くなつてしまふというふうに私は言われてしまいました。

ですので、まずそこがちよつと認識が違ふと思いますが、それ、どうでしょう。

○政府参考人(井出雄雄君) 市町村交付金につきましては県を通しませんから、市町村交付金による間伐については、県費の負担は望みません。しかしながら、御説明いたしておりますように、従来から四百を超える市町村におきまして、市町村で単独事業で、自分たちのお金だけで頑張つては、今度交付金で税金が来ますから、ありていには言え半分は自己負担で従来の面積規模の間伐ができることになる、あるいは考えようによっては、従来の負担を継続するのであれば、その間

伐の面積を二倍にできるということになろうかと思ひます。

さらに、この事業とリンクした形では地財措置もございまして、ですから、あくまで補助事業として国、県、森林組合と流れていく本流がありまして、市町村交付金というのは言わば支流なんですけれども、その支流の市町村単独事業で頑張つていらっしゃる方に援助をいたしたいと、半分見てあげるかあるいは面積を倍にするか、そういうことができるようになるという代物であるということでございます。

○牧野たかお君 まず発想がちよつと地方から見た目と違うところは、要するに起債を認めると言っているのも、過去の三年間でやってきたものをオーバーした分に起債を認めると言っているんですよ。そうすると、今まで精いっぱいやってきた市町村とか、まあ県は要は事実上補助金出しませんが、要するに今までやったところに更に倍やりなさいと言つたつて、市町村の負担というのはもう財政的にかなり厳しくなつておりますのでなかなかできないというのと、要するに、一生懸命私も調べさせてもらいましたけれども、千八百のうちの四百十八の市町村は単独事業でやっていますけれども、そういうところは大体みんな山の方の過疎地域に指定されているような、そういう町村が多いんですね、私のところもそうですけれども。

だから、そういう厳しい元々財政状況のところが一生涯懸命やっているんだけれども、そういうところはもう手いっぱいなんです。そこに交付金あげるから倍やれと言つたつてなかなかできないというのと、今までやってきた分のオーバーした分を要は起債認めると言っていますんで、ちよつとそこは市町村の方と林野庁の考えている方、上から見た目とそうなんちゃうかもしれないけれども、ちよつと実情に合っていないのかなという気がするんですけれども、いかがでしょう。

○政府参考人(井出雄雄君) 市町村交付金につきましては県を通しませんから、市町村交付金による間伐については、県費の負担は望みません。しかしながら、御説明いたしておりますように、従来から四百を超える市町村におきまして、市町村で単独事業で、自分たちのお金だけで頑張つては、今度交付金で税金が来ますから、ありていには言え半分は自己負担で従来の面積規模の間伐ができることになる、あるいは考えようによっては、従来の負担を継続するのであれば、その間

伐の面積を二倍にできるということになろうかと思ひます。

さらに、この事業とリンクした形では地財措置もございまして、ですから、あくまで補助事業として国、県、森林組合と流れていく本流がありまして、市町村交付金というのは言わば支流なんですけれども、その支流の市町村単独事業で頑張つていらっしゃる方に援助をいたしたいと、半分見てあげるかあるいは面積を倍にするか、そういうことができるようになるという代物であるということでございます。

○牧野たかお君 まず発想がちよつと地方から見た目と違うところは、要するに起債を認めると言っているのも、過去の三年間でやってきたものをオーバーした分に起債を認めると言っているんですよ。そうすると、今まで精いっぱいやってきた市町村とか、まあ県は要は事実上補助金出しませんが、要するに今までやったところに更に倍やりなさいと言つたつて、市町村の負担というのはもう財政的にかなり厳しくなつておりますのでなかなかできないというのと、要するに、一生懸命私も調べさせてもらいましたけれども、千八百のうちの四百十八の市町村は単独事業でやっていますけれども、そういうところは大体みんな山の方の過疎地域に指定されているような、そういう町村が多いんですね、私のところもそうですけれども。

だから、そういう厳しい元々財政状況のところが一生涯懸命やっているんだけれども、そういうところはもう手いっぱいなんです。そこに交付金あげるから倍やれと言つたつてなかなかできないというのと、今までやってきた分のオーバーした分を要は起債認めると言っていますんで、ちよつとそこは市町村の方と林野庁の考えている方、上から見た目とそうなんちゃうかもしれないけれども、ちよつと実情に合っていないのかなという気がするんですけれども、いかがでしょう。

○政府参考人(井出雄雄君) 地財措置につきまして、従来、この間伐等について地財措置をお願いしたいと申し上げても、これは私有財産でしようということで相手にされてきませんでしたけれども、今般は、この三十五万ヘクタールを毎年二十万ヘクタール増やすと、六〇%も増やさないといふ三・八%が達成できないわけですから、これは都道府県なり市町村の御負担をどうやって解消していくかということは、これは国としての三・八%というのは約束だからということでお願いをし、そういうことならということで認めていただいたものでございまして、そういう交渉経過からして、増えた分だけだと、三十五万までは駄目だと、従来どおりなんだからと、増えた二十万ヘクタール分に見合う分だけ対象にしようという話でございまして。

私どもとしては、この際、根っこから対象にしていたのが有り難いわけでありましてけれども、元々私有財産だからという高いハードルがあったところに一応そういう穴が空いたという点では評価をしていただけるのではないかと思っております。

ただ、おっしゃられるように、地方公共団体においては、従来から間伐に一生懸命やっていた市町村と余りやってなかった市町村があるのは事実でございまして、スタートラインが若干違うんじゃないかと、そういう点はあろうかと思いますが、国が制度をつくり出す際には、若干、個々の市町村、県に下ろしていったときに、得をするというのは語弊がありますが、評価を受ける自治体と、そういうことは自分でやっていたんだという自治体と出てくるところはあろうかと思ひますが、何しろ三十五万を五十五万にするわけですから、大なり小なり拡大をしていかなきゃならないと、市町村単位でも県単位でもですね、そういうことはあるわけではございますので、少々の出っ張り引っ込みはあるにせよ、やはりこういう制度は是非必要ではないかというふうに考えております。

○牧野たかお君 私この法案に反対するわけじゃないんですが、簡単に言うと、結論から言うと、やらないよりやった方がいいということだと思いますけれども、ただ、本当にその五十五万ヘクタールを毎年間伐をしていかなきゃいけない、私は、この京都議定書のCO₂削減というのが今の森林整備の追い風だと思ひますけれども、だからそれを活用しない手はないと思ひますので、あらゆる手段をやっていた方がいいと思ひていますが。

ただ、もうちょっと根本的な話の中で、根本的な要素に政策の中で間伐の対策を考えていかなければ、こういう交付金の、これは何だったところによると十億円の交付金です、年度でいうと。だから、いろんな作業道を造ったりとあるけれども、計算するのは大変ですから、簡単に言えば、じゃ一ヘクタール当たり二十万のお金の交付金とすると、五千ヘクタールしかできないわけですね。だから、要は追加分だけで二十万ヘクタールやらなきゃいけないのに五千ヘクタール分しかこの法案に基づく今年度の予算というのではないわけですよ。

だから、そういうところの、言うなら、全体からいけば数%のことを一生懸命考えるより、元のところで、今までやっていた政策の中でもっと今の国の補助ではまる、例えば四十五年成長ではまるという、十ヘクタール以上のまとまった面積であるとか五戸以上でまとまるとか、そういう制限が付いていまして、そういうのを取っ払って要は三ヘクタールでもいいよとか、五戸とか何かじゃなくて、大体山というのは、私のところもそうですけれども、まとまって持っている人はいないんですよ。こつちの山にあってあつちの山にある、全部足して持っている人で五十ヘクタールとか百ヘクタールとか、もっと多い人もいますけれども。

ですので、十ヘクタールというふうにとまとまていなくて、何人かで話をしてやらなきゃいけないんだけど、山の持ち主というのは大体境でけん

かしているくらいですから余り仲良くないですよ。だから、そういう人たちがまとまらなきゃ駄目だよというのは実は余り現実的な話じゃないんですよ。だから、そういうところを緩和していったら、もともと森林所有者が、今は特に、先ほどもお話が出ましたけれども、要はそこに住んでいらつしやらない方もいるし、もつと言え、たとえ住んでいても、もうそんな山に入つて手入れするような技術も何も持っていない人がほとんどです。森林組合に委託するしかないんですが、ですので、そういうもつと間伐を受けやすいようにしなきゃいけないと思ひます。その所有者が、そのためのいろいろ政策で、そこに予算を付けてやっていくことは私は大賛成なんです。

これは根本的な問題ですけれども、今回の法律の交付金の事業というのは、これは試験的にやるつもりでこのことを考え出したんでしょうか。今の森林の整備の政策をこういう方式にやがては変えていくために試行的にやってみようと思ひて出したのかよく分かりませんが、そこら辺の意図は何でしょうかと思ひますが。

○政府参考人(井出雄雄君) 森林整備につきましては、三十五万ヘクタールであれ五十五万ヘクタールであれ、これだけの面積をしつかりやっていくということになりますと、やはり大宗は従来からやっております国庫補助事業で、国から県、それから森林組合という形でやっていくのが大宗だと考えます。

ですから、その大宗を占める国庫補助事業の実施に伴います地方負担の軽減、平準化ということ、私どもこの法案の中でも都道府県や市町村に起債を認めたというところをお願いをしたわけでは、先ほども申し上げましたように、そういうのは、先ほども申し上げましたように、そういうのも四百を超える市町村で頑張っていたというわけですから、こういった小回りの利く事業についても支援をしていきたいと。

ただ、初年度であつて、本当にどの程度やつて

いただけるのかということについてはまだ不分明でございますので、これからこの法案が成立した暁には、県、市町村、その他関係者によく周知徹底をして、市町村が、そういう制度なら自分たちが今までやってきたことの中になんか組み込んで使つてみようということで需要がたくさん出れば、来年度の予算でもっと大幅に予算を増やしてほしいと要求するということも考えたいと思ひております。

○牧野たかお君 それで、私ちょっと疑問に思つたのは、これ交付金事業です。それで、林野庁に聞いたら、それじゃ市町村が林野庁の出先へ行つていろいろやり取りするのかわつた話をして、そうじゃなくて、一応県が委託を受けて交付金のことも要するにやるといふ話なんです。そうすると県の事務の仕事が出てきちゃうわけですよ。県はただでそれをお金も何にももらわないでやるというの、何か私はちょっと、そういうことであるのかと思ひたんですが、それはどういうことなんですか。

○政府参考人(井出雄雄君) 事務の流れとしては国がやるべきことを県に委任をお願いをするということではございますが、それは、林野庁の出先というのはいわゆる国有林を管理している森林管理局森林管理署でございまして、この一般民有林の事業についてそちらのルートからお金を流したり、その調整をしたりすることは考えられませんが、その事務の手続としては、国が直接できなければ県にお願いをして手続を取つていただくということになろうかと思ひております。

○牧野たかお君 交付金の事業と補助事業は違うものですから、だから、形上は県を通さずスルーで市町村と書いてあるんだけど、実際は県が関与するんですね。だから、本当だったら国と市町村のこういう一つの形式上の話ですけれども、というのは、実際的には市町村というのは、なかなかそうは言つても、国から来たのを直接受けるかという余り受けません。やっぱり県が調整に入らないとこういう事業というのは、

私は今までの経験からいってもなかなかうまくいかないというのを思っているんですが、だからそこも、制度上交付金の事業ですから、それはそれでいいですが、中身はやっぱりもうちょっと県の関与をしてもらった方がいいんじゃないかなと思います。

時間もそんなになくなりましたので、あと大臣に、今の法案の関係をした質問をさせていただきたいと思いますが、今木材業界というのは、実は昨年の秋からヒノキが急に相場が下がって、実際に林家に言わせれば、とても間伐をしてその後また植えてというような気持ちには全くならないと。だから、そういう意欲がどんどん後退してしまいますけれども。

さっきの補助制度、また今回の法案にもかかわる話ですけれども、補助金の制度の中でいうと、さっき申し上げたみたいに、ある条件を満たしていれば高齢樹林、樹齢のやつもその対象になるんですけれども、実質的にはなかなか、さっき申し上げたみたいに、そう簡単にまとまって、十ヘクタールになるとか、五戸の林家が、隣接している林家でしなくては、それがまとまって間伐の対象となる計画書を出して助成を受けるというのはなかなか難しいんですね。

だから、そういう条件にはまらないところの高齢林が今いっぱい増えてきて、国の方針も、要はなるべく八十年とか百年とかそういう長尺材を作るための樹齢を延ばしていつて森林を保全する、整備するという政策に変わっているんですが、そうすると、間伐というのは必ずしも一回で済まなくて、三十年でやって五十年でやってもう一回やらなきゃいかぬとか、要はそれだけ延ばしていくと間伐の回数も本当に増えてくるんですよ、そういうしないと山というのは保全できませんから。

そうやっていくと、長い樹齢を持つところろだつて、そういう山林だつてやっぱり間伐をしなければいけないんですが、今の制度ですと、事実上、条件を満たさない限りは補助金を受けられないんですよ。だから、これを何とかしないと、私

は本当に日本全体の森林の整備というのはできていかないと思いますけれども、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 委員十分御承知のことでございますけれども、国内の森林資源というのは戦後植林をしました人工林を中心に徐々に充実をしてきているわけでございます。

ところが、今までの材価の関係がありまして、今までのものであれば間伐をすることによってそれが一つの収入になる、中間的な収入になるということでありましたが、なかなか間伐で収入を得るということが難しいという事情の中で非常に間伐が遅れてきたということが続いたわけでございます。しかし、間伐により収入という、その売上というものを森林所有者に還元するシステムを確立していくということは、森林所有者が間伐をしようという意欲を持てたらうということ非常に基本のことであると思います。

そこで、齢級については、何回かにわたってその齢級を高い齢級にまで引き上げていきながら助成の対象を拡大してきたという経過がございます。一方、間伐材について、用途について言いますと、今まではなかなか間伐の用途が限定されていて売れないということでありましたが、最近、合板とか集成材とか非常に進んできておりまして、それらの新規需要が国産材について非常に出てきているということがございます。そういう意味で、齢級の比較的高い森林ではこういう間伐材の売上げが森林所有者の負担軽減に結び付くということが出てきておりますので、そのシステムづくりが大切だというふうに考えております。

あわせて、二十年度には、四十六年生以上の森林を対象にして民間資金を活用して整備を行う新規事業もこれを導入して、そういう高齢級のものも間伐を進めるような対策を併せて講じていくことも考えております。

○牧野たかお君 ありがとうございます。ただ、さっき申し上げた、くどいですが、要するに、そういう制度はつくってもらっているんで

すけれども、条件が要するになかなか現実的にはまらないものだから対象とならないんですよ、現実的には。だから、その条件を緩和しない限りは、幾らいい制度をつくっても受けてくれる人がいない、受けられないというのが現状ですので、そこはこれからちよつといろいろ緩和を、本場に現場の声を聞いた上で緩和策を考えていただきたいと思ひます。

ただ、もう一つ今度質問しますけれども、実際、森林組合は、私の周りとか静岡県だけの話かもしれないですが、ここ五年間、国の政策、また各都道府県がさっきお話がありましたように森林の保全の環境税等を法定外目的税でつくりましたので、仕事量が本当に増えていて、ある意味では公共事業も、昔は仕事がなく、作業班を生活のために、食わせるために県の仕事で何かないかと、そういう話だったんですが、今はもうそういう状態になって、逆に人手が足りなくてあつぱあつぱの状態なんですけれども、ただ、若い方がまだ少ないです。ですので、静岡県でいうと、今平均で森林組合の職員、作業班の方たちも入ると五十八だそうなんですけれども、若い人がこれからどんどん入っていかなくちゃいけないんですが、その若い人を確保するというのもこれから大事だと思いますけれども、それについてどう国としてやっていくかというふうに思っていますし、お伺いします。

○国務大臣(若林正俊君) 先ほど、井出長官の方から御説明を申し上げておりますけれども、やはり若い林業就業者を確保しないと、実は今、高能力の機械を入れて施業の集約化に伴う生産性を上げるというようなこともできないんですよ。そういう意味では、若い人が林業に従事するというようなことを進めるという意味で、緑の雇用などによる新規就業者の確保を進めております。

私も現地幾つか参りました。そういう若い人たちと直接お話もしました。大変意欲的で、大学卒で他県から入った人たちも、緑の事業に従事できるといふことで大変意欲的な人たちと何人もお会

いしました。そういう人たちはもうとても、作業の現場へ行ってみますと、今までの林業就業者ではできないような高性能機械を駆使して頑張っているんですね。そういう意味では、やはり緑の雇用で効果も上がってきておりますので、この事業を中心として新規就業者、若い新規就業者を増やしていく。

そのときに感じておりますのは、その人たちの地域における生活条件ですね。そういう、まだ独身の人がほとんどですね。いざこれらが定着するとすれば、結婚をしてやっていけるような、そういう処遇も併せて考えていけるような、主として森林組合が受け入れてくれるんですけれども、素材生産組合が受け入れている場合もあります。そういう意味では、関係団体、受け入れた関係団体あるいは市町村ともよく協議しながら、生活環境整備なんかも含めて力を入れて、この緑の雇用を中心とした新規就業者を増やしていくということに力を入れなきゃいけないと、こんなふうに考えております。

○牧野たかお君 これから五年間は私はそういう、山の所有者はそんなにいい時代と思わないかもしれないませんが、請負をする森林組合とか素材生産の関係者はすごく、多分今までにない仕事量があつて、ある意味では上昇するような、高揚するような、そういう気持ちじゃないかと思ひますけれども、ただ問題なのは、これ五年間たつたら、京都議定書の目標の三百三十万ヘクタール、できできないにかかわらず、そこで終わっちゃいますので、そうした後に、この五年間で採用した人たちがまた仕事がなくなつてまた分散していくようなことになつてしまつと、せっかく集まつてきた若手の若い労働力がなくなつちやいますので、長い目で見たとときに、私はこの五年間というのは、間伐をして森林整備をして仕事を削減すると同時にそういう素材生産の産業をもう一度再構築するという時期じゃないかと思ひますけれども、将来に向けて、今私が申し上げたみたいなおことをお考えになつていらつしやるかどうか、伺いま

日本国内における新しいチェックシステムの下で市場流通の前にこれが発見されたという意味で、現在の我が国が取った安全確保のためのシステムは当時想定したとおりの機能を果たしているというふうに認識をいたしております。今回の事例は、現時点では日本向けの輸出ではないものを誤って積載した個別事例というふうに考えられますので、全面的輸入停止措置を講じた平成十八年一月の事実のように、システムとして米国税務省が適合しているという証明がなされたその品物の中から出てきたケースとは違っているということ、それから他の施設からは一昨年の七月の輸入手続再開以後これまで類似の問題は全く発生していないことというのを踏まえ、まずは当該施設からの輸入手続を今保留しておりますが、他の施設からの輸入牛肉については、念のために輸入時の検査段階の抽出率を引き上げるといような措置を講ずることによって対応をすることが適当と考えているわけであり、今後は、これらの措置が更に必要かどうかにつきましては、米国から提出される調査結果の報告を踏まえて適切に対処していきたい、こう考えております。

○紙智子君 全く納得できません。国民も納得できないし、安心できないと思います。やっぱり、抽出率を高めただけでは全然足りないと思いますし、前回のときもそれは成田で発見されて全面禁止にしたわけですから、やっぱり毅然とした対応を取って、米国にちゃんと対応させるべきだということに思っています。そのことをちょっと強調して、法案の質問に入ります。

京都議定書のCO₂の削減の目標の達成に向けた今度の法案ということでは、これは非常に重要で賛成です。以前からこの森林荒廃が問題となってきたわけですが、地球温暖化問題を契機として人工林の間伐、ここに更に取り組むことが必要だと思っています。

それで、間伐面積二十万ヘクタールの上乗せを目指すという、今度、ことなんですけれども、森

林吸収源の対策予算は、この間、緊急の間伐対策の補正予算と合わせて対応してきたと思うんですね。今後、やっぱり本予算を増額していくということ、そういう重要性についての御認識をお聞きしたいのと、この法案に伴う新たな予算措置が十億円なんですけれども、さつき議論していましたように、市町村の取組、ここをよく見て増額を図るべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 当初予算で所要の国費負担分が措置されるということが望ましいという基本的な考え方については私もそのように思いますが、更に国の予算の枠組み、こういうような中でそれが達成できない場合には補正予算をもつてしてもこれを確保するという姿勢で、何としてもこの二十万ヘクタールの整備を進めなきゃいけないという意味で、その予算を確保するつもりで頑張っていく、これと併せているところがございます。

なお、この十億円との関係につきましては、これは本体、大宗は、従来の国そして都道府県を通じて森林組合、また素材生産組合がこれを受けて整備をするというのが大宗でございます。ただ、そういう中にも、従来から何らかの国の支援がない中で市町村が小さい森林所有者の行う間伐などについて単独、独自でやってきているものがあるわけがございます。

こういうような熱心な市町村、あるいはその市町村管内にあります小さい所有者で、周りと組んでできないということ、にもかかわらず所有者が熱心に取り組むというものを、これも一つの新しい助成の体系の中に加えることによりまして全体の整備を進めるという意味でこの新たに市町村交付金によりまして市町村の取組を対象としたわけでございまして、その意味で、この成果が見られるようになりまして更にこれを拡充をしながらいきたいと思います。基本は、やはり国、都道府県を通じての従来の助成体系を積極的に進めていくというのが基本だと考えております。

と認識を伺っておきたいと思っております。

○政府参考人(井出道雄君) 国有林野事業における天然林の取扱いでございますけれども、国有林野事業につきましては、公益的機能の維持増進ということが第一義的な目標としながらも、様々な木材需要にこたえまして、林産物を持続的かつ計画的に供給しまして地域の産業の振興なり木の文化の承継などに寄与しているところでございます。

○紙智子君 IPCCの第四次評価報告書で、地球温暖化に対する森林の貢献ということで、一つは森林面積の維持増進と、そして、次に森林蓄積の維持増進ということ、ここに着目して人工林の間伐を進めるということ、温暖化の緩和策というのが進める方向だと思っておりますけれども、そういうふうな言いながら、一方で、天然林の伐採を全国的にも大規模に進めてきているという例があるわけですね。

例えば、北海道の森林管理局で、二〇〇四年度の国有林野の事業統計で概算すると、天然林の伐採比率が八六％に上るんですね。檜山森林管理署、ここは二〇〇五年に国有林内の北限のブナ、非常に重要な、貴重なブナの天然林が残っているんですけれども、この一部、皆伐に近い伐採をやっているわけですね。五〇％以上というふうに見積もられる伐採率で、これは国土保全タイプの森林でもあるわけですね。それから、尾根筋の土砂流出防止の防備保安林、これも伐採している。土場も計画の五倍の面積を皆伐して、作業道という二メートル幅、縦横無尽に造られていたわけですね。

対象区域を大幅に逸脱した過剰の伐採という問題や林野庁の職員による違法伐採もあったということで環境保護団体から指摘されて、現地を調査して、当初、いや、伐採率一九％だから問題ないんだと言っていたわけですが、いや、そんなはずはないということで言われて、それでいろいろ調べたら、そうじゃなくて、実際には本数も百四十一本多くて、伐採率は二九％だったわけですね。訂正して追加報告書を出したという経過があるわけですね。

○紙智子君 そういうことを言われるんですけれども、実際上はやっぱり山のずっと奥で作業をしているものだから目に触れないわけですよ。分からないところで、保護団体の方が調査をして初めて明らかになるというケースが多いわけですね。しかも、天然記念物のクマガエルのえさの木があったり、生息が明らかの場合もちゃんと調査も行わない。

それから、大雪山の国立公園の伐採も問題なんですけれども、これも去年十月、保護団体の調査で分かったんですけれども、実際に風倒木の処理だということ、天然林を六十五ヘクタール、一万九百八十一立米消失をしているわけです。重機で斜面を削り取るような形で道を付けながら表土を

削つて、もう根こそぎこれを除去して搬出をしていると。

○風倒木処理と言ふんだけれども、六十五ヘクタール全体が本当に倒れたのかという、どうなのかと調べようと思つても、本来、事前に写真を撮つておくんだと思うんですけど、その写真撮影もしていない。だから、本当はどうだったかということが全然分からないという中で無残に踏み荒らされているわけです。

○政府参考人(井出雄雄君) 今お話のありました大雪山の国立公園内の国有林ですが、平成十六年九月の台風十八号に伴う強風によりまして、約四十ヘクタールにわたつては全面的に幹折れ、根返り等の被害が発生いたしました。これらの風倒被害箇所におきましては、放置しておきますと、病虫害の発生によりまして周辺森林への影響が懸念される、あるいは水源涵養とか良好な景観の形成といった公益的機能の低下が懸念されることから、被害跡地の森林の再生を目的として、被害木の伐倒、搬出後、前生樹と同様のトドマツの植栽等を行ったところでございます。

これらの処理に当たりましては、植栽する樹種あるいは風倒被害も考慮した植え方につきまして、専門家の助言も得ながら適切に実施してきたところでございまして、今後とも、森林の機能の早期回復や良好な景観の回復に努めていきたいと考えております。

○紙智子君 風倒木処理と言ふんですけど、やっぱり納得していないですよ。

それで、やっぱりいろいろ手続上問題ない、やつているやつているという話なんですけれども、実際には全部が倒れていたわけじゃないんじゃないかと。やっぱり健全な木もあったのに倒木処理を隠れみのにして根こそぎ切つて、そして売上げを上げてというか利益を得るためにやつたんじゃないかというふうに、そういう批判の声も

上がつてくるわけです。こういう指摘について……

○委員長(郡司彰君) 時間が来ております。

○紙智子君 やつぱり真摯に受け止める必要があると思ひますし、天然林の伐採量というのは長いスパンでは減つていくわけですけど、実態としては、まだまだお金になるということで伐り過ぎの面もあるんですね。

だから、やつぱりもつとそこところは大切に慎重に縮小していく必要があると思ひますし、ちよつと最後に大臣、一言だけお聞きしておきたいんですけども、やつぱり公告縦覧で説明しているからいいんだということではなしに、本当に十分説明もし、そして貴重なブナ林とか天然林は極力保全すべきではないかというふうに思ふんですけど、これについて一言だけ。

○国務大臣(若林正俊君) 先ほど林野庁長官が方針を説明しておりますが、この国有林につきましては、あくまでも長期的視点に立ちまして、天然林を持続可能な形で利用しながら貴重な資源として適切に維持増進をしていくということが大切だと、こう思つておりまして、そのような趣旨を国有林の担当者に対してもしっかりと徹底を図つていきたいと、こう思つております。

○委員長(郡司彰君) 他に御発言もありませんから、質疑は終了したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、食の安全と自給率向上、地域農業の振興に関する請願(第一〇三三三号)

第一〇三三三号 平成二十年三月二十八日受理
食の安全と自給率向上、地域農業の振興に関する請願
請願者 大阪府岸和田市内畑町九四八ノ二
河上幸代 外十四名

紹介議員 紙 智子君
政府は、貿易自由化を促進し、今以上に食料の輸入依存を進めようとしている。その結果、農業は生産が四二%も縮小され、自給率は一二%まで低下すると、農林水産省も試算している。今でも世界では八億人以上が栄養不足に苦しみ、五秒に一人の子供が死んでいる。アメリカなどの穀物大商社は、もうけのために食料さえバイオエタノールの原料にしており、穀物の在庫不足、価格の急上昇が起きている。国内生産を増やし、自給率を高めることは、食料の安定供給に欠かせないばかりか、世界の食料事情改善のためにも大きな貢献になる。政府は、アメリカ産牛肉の輸入条件緩和や、国内でも全頭検査をやめさせようとしているが、これは消費者の「食の安全・安心」の願いに反する。輸入食料だけでなく、国内の食品企業による偽装などを根絶するためにも、表示制度やそのチェック体制の充実が必要である。食の安全・安心、安定供給のためにも、世界の国々々が、食料を自分たちの国や地域で作る権利・食糧主権を確立することが求められる。日本でも、農民を農業から追い出すのではなく、産直や地産地消を支援するなど地域で農業を続けられる政策に切り替えることが必要である。

一、国の責任で日本農業を守り、食料自給率向上を進めること。産直や地産地消を支援するなど地域農業を振興すること。EPA・FTAなど、これ以上の貿易自由化交渉はやめること。
二、食品衛生監視員の増員や安全基準・表示制度の充実で、食の安全対策を強化すること。
三、アメリカ産牛肉の輸入条件緩和はしないこと。BSE対策における牛の全頭検査は継続すること。

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案

置法
(目的)
第一条 この法律は、我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村が作成する特定間伐等促進計画に基づく間伐等に関する特別の措置を講じ、もつて森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

(基本指針)
第二条 農林水産大臣は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合して、森林(同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ)の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの(以下「特定間伐等」という。)の実施の促進に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。
一 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標に関する事項
二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項
三 前号の区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項
四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する重要事項

3 基本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画と調和するものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本指針を定めたとときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

6 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基本方針)
第三条 都道府県知事は、基本指針に即するとともに、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画に適合して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定間伐等の実施の促進の目標
二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

三 次条第一項に規定する特定間伐等促進計画の作成に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本方針を定めたとときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(特定間伐等促進計画)

第四条 その区域の全部又は一部が前条第二項第二号の基準に適合する区域内にある市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画(以下「特定間伐等促進計画」という。)を作成することができる。

2 特定間伐等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定間伐等促進計画の区域
二 特定間伐等促進計画の目標

三 第一号の区域において実施する特定間伐等に係る次に掲げる事項

イ 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐樹種、間伐林齢、間伐立木材積及び間伐方法その他間伐に関する事項

ロ 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項

ハ イの間伐又はロの造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3 特定間伐等促進計画に市町村以外の者が実施する特定間伐等に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該市町村以外の者の同意を得なければならない。

4 市町村以外の者であつて特定間伐等を実施しようとするものは、市町村に対し、当該特定間伐等に係る事項をその内容を含む特定間伐等促進計画の案の作成についての提案をすることができ。

5 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた特定間伐等促進計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

6 市町村は、特定間伐等促進計画を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

7 市町村は、特定間伐等促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該特定間伐等促進計画の写しを送付しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)
第五条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等(前条第二項第三号ハの施設の設置を含む。以下この条、次条第一項及び第八条第一項において同じ。)の実施(市町村以外の者が実施する特定間伐等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。)をしようとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 国は、前項の市町村に対し、同項の規定により提出された特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に必要事項は、農林水産省令で定める。

(地方債の特例等)
第六条 地方公共団体が、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等を実施し、又は当該特定間伐等で総務省令で定める者が実施するものに関する助成を行おうとする場合において、当該実施又は助成に要する経費のうち総務省令で定める

ものであつて地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が特定間伐等促進計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(伐採の届出の特例)
第七条 特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は、適用しない。

(国等の援助等)
第八条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体は、特定間伐等促進計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

第八部 農林水産委員会会議録第八号 平成二十年四月二十四日【参議院】

一五

平成二十年五月二日印刷

平成二十年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇